

～知って役立つ～ 町からの お知らせ

肝付町高山農業まつり 中止について

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、本年度も肝付町高山農業まつりを中止することとなりました。

新型コロナウイルスの一刻も早い収束を願い、次期開催に向けて尽力いたしますので、町民の皆様におかれましては、ご理解とご協力のほど、よろしくお願いたします。

▼お問い合わせ先
肝付町役場 農業振興課
☎0994(65)8417

国民健康保険税の納付 はお済みですか？

国民健康保険税は国民健康保

険制度を支える貴重な財源です。県内すべての市町村で、8月と12月を「鹿児島県県下一斉国保税滞納整理強化月間」と定め、納税意識を高める取組や納税相談等を実施しています。

▼肝付町の取り組み

- ①催告状の送付、電話催告
- ②給与や預貯金等の差押え
- ③納税相談

納期内納付への、ご理解・ご協力をお願いいたします。

※災害、失業、病気などのやむを得ない事情で納期限までに納めることができない場合は、お早めにご相談ください。

▼お問い合わせ先

肝付町役場 税務課
☎0994(65)8414

足腰びんびん若返り教室

「楽しくからだを動かしながら、健康づくりを始めませんか？」

町内に居住する方で、医師等から運動の制限がなく、移動等に介助を必要としない方ならどなたでも参加できます。

▼内容

椅子やマットを使用して、音楽に合わせて楽しくからだを動かす、安全な運動です。

▼申し込み

公民館長まで、開始日の1週間前までにお申し込みください。

※定数より多い場合は参加できないこともあります。

▼日時・場所

《高山》

1月19・26日

2月2日・9日・16日・22日

13時30分～15時

後田地区公民館

☎0994(65)3125

《岸良》

1月17日・24日・31日

2月7日・14日・21日

10時～11時30分

岸良地区公民館

☎0994(68)2001

※送迎はお住まいの最寄りの公民館で1会場のみとさせていただきます。

後期高齢者医療制度の 障害認定について

す。これを「障害認定」といいます※。

▼一定程度の障がいとは、主に次の基準に該当する状態です。

- ①身体障害者手帳 1・2・3級及び4級の一部※
- ②精神障害者保健福祉手帳 1・2級
- ③療育手帳 A1・A2
- ④国民年金証書 1・2級(障害年金)

※医療費の負担割合や保険料額が必ず低くなるものではありません。世帯の状況や現在加入している健康保険によっては、今より負担が上がることもあり、ご相談ください。

※該当する障がいの程度については、担当窓口へお問い合わせください。

▼障害認定を取り下げるとき

65歳～74歳で一定の障がいのある方が、認定を受け後期高齢者医療の被保険者となった場合、保険料や給付などについて十分考慮の上、いつでも将来に向かって取り下げることができます。

▼お問い合わせ先

肝付町役場 健康増進課
☎0994(65)8412

後期高齢者医療制度は、原則75歳以上の方を対象とした制度ですが、65歳～74歳で一定の程度の障がいのある方は、申請することにより、後期高齢者医療の被保険者になることができます※。

▼お問い合わせ先

肝付町役場 健康増進課
☎0994(65)8412

役場職員人事異動・退職

令和3年10月1日付人事異動

氏名	新職	旧職	備考
関下 友梨	税務課主事	総務課主事	育休復職

令和3年10月31日付退職

氏名	職	備考
和田 宏平	町民生活課主査	再任用職員
木原 あい子	高山准看護学校主査	再任用職員